

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び業者の住所

株式会社 村井林業
宮城県白石市城北町5番17号

2. 指名停止措置期間

令和5年11月6日から令和6年1月5日まで（2ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲

東北森林管理局管内

4. 事 実 概 要

株式会社村井林業は、令和5年4月26日に仙台森林管理署長と契約締結した森林環境保全整備事業において、令和5年6月20日、恣意的な判断により区域外となる分収育林箇所のスギ立木（本数73本、材積53.37m³）を誤って伐採したものである。

5. 指名停止措置理由

上記のことは、工事請負契約指名停止等措置要領別表第2の贈賄及び不正行為等に基づく設置基準第16号（不正又は不誠実な行為）に該当し、契約の相手方として不適當であると認められる。

〈工事請負契約指名停止等措置要領〉

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 16 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

問い合わせ先
東北森林管理局
秋田県秋田市中通5-9-16
総務企画部 経理課長 北林 昭彦 電話 018-836-2070